

『蒼頡篇』の押韻と章序

福田哲之*

Tetsuyuki FUKUDA

Rhyming and Chapter Order of the *Cang Jie Pian*

要 旨

『蒼頡篇』は秦の始皇帝期に作成された識字書であり、漢代においても広く行われ、後代の小学書の成立に多大な影響を与えた。『蒼頡篇』はその後亡佚し、長らく実態が不明であったが、20世紀初頭に敦煌の辺境地域で発見された漢代の簡牘資料から『蒼頡篇』残簡が検出され、研究の端緒が開かれた。その後、阜陽漢簡『蒼頡篇』、水泉子漢簡『蒼頡篇』、北京大学蔵漢簡『蒼頡篇』などの出土によって研究が大きく進展し、さらに2019年に公表された漢牘『蒼頡篇』は、『蒼頡篇』の全容解明につながる重要な資料として注目される。本稿では、漢牘『蒼頡篇』と北京大学蔵漢簡『蒼頡篇』との比較を中心に検討を加え、『蒼頡篇』の押韻に関する仮説を提起するとともに、仮説にもとづく分析を通して『蒼頡篇』の章序を推定し、仮説の妥当性を検証した。

【キーワード：蒼頡篇, 押韻, 章序, 漢牘, 北京大学蔵漢簡】

序 言

筆者は先に劉桓編著『新見漢牘《蒼頡篇》《史篇》校釈』（以下、『校釈』）⁽¹⁾によって公表された漢牘『蒼頡篇』（以下、漢牘本）について検討を加え、『蒼頡篇』の押韻に関する仮説と、それにもとづく漢牘本の章序についての私見を発表した⁽²⁾。前稿は章序を中心に結論のみを一覧表として提示したものであったため、本稿では仮説の構築と章序の推定に至る論証の経緯を明らかにし、あわせてその後の検討による補訂を加える。

漢牘本は各板が六十字（一行二十字×三行）からなり、上部には章数とみられる「第」字を冠した数字が標記され、『漢書』芸文志が記す漢代の閭里書師改編本（五十五章本）の体裁⁽³⁾を伝えるテキストと見なされている。漢牘本によって、これまで部分的にしか知られていなかった各章の実態が明らかとなり、『蒼頡篇』の全容解明にむけて研究が大きく進展することが期待される⁽⁴⁾。

ここで漢牘本検討の前段として、筆者が別稿で提起した北京大学蔵漢簡『蒼頡篇』（以下、北大本）の綴連復原⁽⁵⁾について検証を加えておきたい。幸いなことに提起した綴連はすべて漢牘本の章（板）中に位置しており、漢牘本との比較によって当否の検証が可能となる⁽⁶⁾。結果は以下のとおりである（「簡」を付した算用数字は北大本の竹簡番号、○は復原が正しかったもの、×は誤りであったものを示す）。

同一韻部における綴連復原

1. 簡24—簡25 ○
2. 簡64—簡66 ○

異なる韻部における綴連復原

3. 簡13—簡14 ×（修正：簡13の後および簡14の前に接続する竹簡は缺失）⁽⁷⁾
4. 簡15—簡20 ○
5. 簡45—缺簡—缺簡—簡39 ×（修正：簡45の後に簡12—簡13が接続、簡39の前に接続する竹簡は缺失）⁽⁸⁾
6. 簡41—缺簡—簡42 ×（修正：簡41の後に接続する竹簡は缺失、簡42の前に簡67が接続）⁽⁹⁾

復原が正しかった1・2はともに同一韻部における綴連であり、しかも劃痕とともに字義の関連など内容面からの検討が可能なる例に属している。北大本において同一韻部内で内容面の関連が認められる場合、劃痕は綴連復原の有力な指標となり得ることがあらためて確認された。

一方、誤りであった3・5・6は、いずれも押韻の韻部に合韻部を含む部分にかかわる綴連であり、しかも字義の関連など内容面からの検討が困難なる例に属している。韻部や内容面からの指標が得られず、劃痕に大きく依存した復原の危険性を示す結果となった⁽¹⁰⁾。

一、漢牘本の章序に関する疑点

上述の検証結果から知られるように、劃痕を中心とする北大本の綴連復原には限界があり、『蒼頡篇』の全容解明に資する漢牘本の重要性があらためて確認される。

* 島根大学学術研究院教育学系

しかし、同時に検証の過程において疑問として浮かび上がってきたのは、北大本の竹簡の綴連と、『校釈』所収「『蒼頡篇』釈文」(以下、原釈)が示す漢牘本の章序との間に、齟齬が見いだされたことである。特に不可解に思われたのは、以下のごとく、北大本の一枚の竹簡中において連続する本文を、原釈では別々の章(板)に分離して排列する例(①・③・④)や、北大本において綴連の妥当性がきわめて高いと見なされる二簡を、原釈では連続しない章(板)に分離して排列する例(②)が認められたことである。

- ①原釈第一九(北大本簡57—簡58—簡59—簡60—簡61)と原釈第一〇(北大本簡61—簡62)
- ②原釈失序号第一(北大本簡24—簡25)と原釈第八(北大本簡26—簡27—簡28—簡29)
- ③原釈第八(北大本簡26—簡27—簡28—簡29)と原釈第二六(北大本簡29—簡30)
- ④原釈失序号第四(北大本簡63—簡64—簡65—簡66)と原釈第一八乙(北大本簡63—簡64—簡65—簡66)

このうち①については、すでに白軍鵬氏によって問題が指摘され、検討が加えられている⁽¹¹⁾。白氏は、北大本の本文との対応関係や板首に標記された章数の字迹の精査により、原釈第一〇は第廿に該当し、これに連動して原釈第一一甲を第廿一に、原釈第一一乙を単独の第十一に修正すべきことを明らかにしている。白氏の見解は正確であり、本稿もそれに従うが、ここでは論述の便宜上、あらためてその妥当性を確認しておこう。

まず原釈第一九・原釈第一〇と北大本との本文の対応関係を以下に示す(以下、北大本の表示において、竹簡番号の後の分数表示は、分母が当該簡の全句数、分子がその中の第何句かを表す。例えば「簡61(1/5～3/5)」は簡61の全五句のうち第一句から第三句に対応することを示す)。

原釈第一九：北大本簡57(5/5) — 簡58(1/1) — 簡59(1/5～5/5) — 簡60(1/5～5/5) — 簡61(1/5～3/5)

原釈第一〇：北大本簡61(4/5—5/5) — 簡62(1/5～5/5) — 一缺失(八句)

原釈第一九—原釈第一〇の順に配置することによって、北大本の綴連との整合性がはかられ、しかも漢牘本においても各章(板)六十字(一句四字×十五句)という形式との間に齟齬は生じない。図版によれば、原釈第一九の板首の章数「第十九」の字迹は明瞭であり、当該板が第十九章にあたることは疑問の余地がない。これに対して原釈第一〇の章数は字迹が薄く不鮮明で判読し難いが、少なくとも残存する痕迹からも「第廿」の可能性は排除されない⁽¹²⁾。このように章数が確定される第十九との関係から原釈第一〇は第廿に修正され、阜陽漢簡『蒼頡篇』C010によって原釈第一〇との接続が裏付けられる原釈第一一甲は第廿一に、原釈第一一乙は単独の第十一に修正される⁽¹³⁾。

次に、原釈第八にかかわる②・③を見てみよう。まず北大本との対応関係を以下に示す。

原釈失序号第一：北大本簡24(1/5～5/5) — 簡25(1/5～5/5)

原釈第八：北大本簡26(1/2—2/2) — 簡27(1/5～5/5) — 簡28(1/5～5/5) — 簡29(1/5～3/5)

原釈第二六：北大本簡29(4/5—5/5) — 簡30(1/5～5/5) — 一缺失(八句)

原釈失序号第一—原釈第八—原釈第二六の順に配置することによって、北大本との整合性がはかられ、漢牘本との間にも齟齬は生じない。図版によれば、原釈第二六の板首の章数「第廿六」の字迹は明瞭であり、当該板が第廿六章にあたることは疑問の余地がない。一方、原釈失序号第一は板の章数部分が残缺し、原釈第八も字迹が薄く不鮮明で判読困難である。以上の検討の結果、章数が確定される第廿六を起点として原釈失序号第一は第廿四に、原釈第八は第廿五に修正され、原釈第八の移動に伴い、第八章(板)は欠となる。

続いて④に移ろう。同様に北大本との対応関係を以下に示す。

原釈失序号第四：[北大本簡63(1/5—2/5)]⁽¹⁴⁾ — 簡63(3/5—4/5)

原釈第一八乙：[北大本簡63(5/5) — 簡64(1/5～5/5)]⁽¹⁵⁾ — 簡64(1/5～5/5) — 簡65(1/5～4/5)

漢牘本には残缺があるが、原釈失序号第四—原釈第一八乙の順に配置することによって、北大本との整合性がはかられ、漢牘本との間にも齟齬は生じない。図版によれば、原釈失序号第四、原釈第一八乙はともに残缺により板首の章数を確認できない。しかし原釈第一八乙の末尾句(北大本簡64(4/5))と原釈第一九の冒頭句(北大本簡57(5/5))との関係から、原釈第一八乙の後に原釈第一九が接続することが確認され、しかも上述のごとく原釈第一九の板首の章数「第十九」の字迹は明瞭で、当該板が第十九章にあたることは疑問の余地がないことから、第十九を起点として、原釈第一八乙は単独の第十八に、原釈失序号第四は第十七に修正される⁽¹⁶⁾。

二、『蒼頡篇』の押韻に関する仮説

これまでの検討を通して気づかれるのは、原釈において部分的に認められた「蒼頡」・「爰歴」・「博学」各篇の押韻字の特定の韻部への集中が、上述の修正によってさらに顕在化することである⁽¹⁷⁾。

まず「爰歴」から見ていこう。前章の検討のうち①の白軍鵬氏の指摘と②・③の結果を踏まえて、「爰歴」に該

[表1] 「爰歴」の韻部

漢牘本章(板)		章数 判読	韻部	北大本
修正	原 積			
第廿(前章①白軍鵬氏指摘)(第十四句～)	第一〇		魚部	簡61—簡62
第廿一(前章①白軍鵬氏指摘)	第一一甲		魚部	
	第二二(缺)			
	第二三(缺)			
第廿四(前章②・③)	失序号第一		魚部	簡24—簡25
第廿五(前章②・③)	第八		魚部	簡26—簡27—簡28—簡29
	第二六	○	魚部	簡29—簡30
	第二七(缺)			
	第二八(缺)			
	第二九		魚部	簡31—簡32 ⁽¹⁸⁾
	第三〇	○	魚部	簡32—簡33—簡35—簡36
	第三一	○	魚部	簡36—簡37
	第三二(缺)			
	第三三	○	(韻部不明)	

当する第廿章(第十四句)から第卅三章(第六句)までの押韻字の韻部を示すと[表1]のごとくである。

確認し得る押韻字はすべて魚部に属しており⁽¹⁹⁾、「爰歴」の押韻字は魚部に属した可能性が指摘される。

続いて「蒼頡」に移る。原積では缺とされていた第二は

『史篇』一の第二が該当するとの張伝官氏の指摘⁽²⁰⁾、および上述した原積第一一乙は単独の第十一に修正されるとの白軍鵬氏の指摘に従い、前章④の検討結果を踏まえて「蒼頡」に該当する第一章(第一句)から第廿章(第十三句)までの押韻字の韻部を示すと[表2]のごとくである。

[表2] 「蒼頡」の韻部

漢牘本章(板)		章数 判読	韻部	北大本
修正	原 積			
	第一		之職合韻部	
第二←『史篇』一第二(張伝官氏指摘)	第二(缺)		之職合韻部	
	第三		之職合韻部	簡1—簡2
	第四		之職合韻部	簡3—簡4—簡5
	第五	○	之職合韻部	簡6—簡7—簡8—簡9
	第六		之職合韻部	簡9—簡10—簡11
	第七	○	之職合韻部	
第八(缺)	第八(→第廿五に修正)			
	第九(缺)			
	第一〇(→第廿に修正)			
第十一(白軍鵬氏指摘)	第一一乙	○	陽部	簡46—簡47—簡48
	第一二	○	陽部	簡49—簡50—簡51
	第一三	○	陽部	簡52—簡53—簡54—簡55
	第一四	○	陽部	簡55
	第一五	○	陽部	
	第一六	○	陽部	
第十七(前章④)	失序号第四		陽部	簡63
第十八(前章④)	第一八乙		陽部	簡64—簡56—簡57
	第一九	○	陽部	簡57—簡58—簡59—簡60—簡61
第廿(～第十三句)	第一〇		陽部	簡61—簡62

確認し得る押韻字は、「蒼頡」冒頭の第一章から第七章までが之職合韻部、第十一章から「蒼頡」末尾の第廿章第十三句までが陽部に属し、「蒼頡」の押韻字は之職合韻部および陽部の二つの韻部に属した可能性が指摘される。

最後は「博学」である。前章における検討の中には、「博学」に属する章は含まれていないが、これまでの検討を前提とすれば、「蒼頡」・「爰歴」と同様「博学」の押韻字も特定の韻部に属した可能性が指摘される。そこで、北大

本と漢牘本とに共通する韻部から、「蒼頡」に属する之職合韻部・陽部と「爰歴」に属する魚部とを除くと、耕部・支部・支脂合韻部・脂部・之部・幽部・幽宵合韻部が残り、これらが「博学」に属する韻部と推定される。

一方、漢牘本のうち「博学」に該当する第三十三章(第七句)から第五十五章までの間で、板首の章数や北大本との本文の関係などにより章序が確定されるものをまとめると[表3]のごとくである。

[表3] 「博学」の韻部

漢牘本章(板) 原 積	章数 判読	韻 部	北大本
第三三(第七句～)	○	耕部	
第三四	○	耕部	簡73—缺簡一簡71
第三五甲(缺)		耕部	簡71—簡72—簡68—簡69
第三六	○	耕部	簡69—簡70
第三七	○	耕部	
第三八	○	耕部	簡76
第三九	○	耕部→支部	簡66+簡22+簡23—缺簡一簡67—簡42
第四〇甲(缺)		支部	簡42—簡43
第四六	○	脂微歌文合韻部	簡44
第四七	○	脂部→之部	簡44—簡45—簡12—簡13
第四八	○	之部	
第四九	○	幽部	簡16
第五〇	○	幽部	簡17—簡18
第五一	○	幽部	
第五二	○	幽宵合韻部	簡14—簡15—簡20
第五三甲	○	幽宵合韻部	簡20—簡21

あくまでも便宜的な方法であるが、上述した耕部・支部・支脂合韻部・脂部・之部・幽部・幽宵合韻部はすべて「博学」中の韻部と見なすことができ、『蒼頡篇』の押韻に関する先の推定を支持する。ただし原積によれば、北大本に缺失する部分から、脂微歌文合韻部(原積第四六)、幽侯合韻部(原積第五三乙)など北大本には見えない合韻部が指摘されており、「博学」の押韻については、さらに他の合韻部を含む可能性も考慮される。

これまでの検討により、「蒼頡」・「爰歴」・「博学」三篇の押韻字は、それぞれ以下のごとき韻部に属するとの仮説が提起される⁽²¹⁾。

- 「蒼頡」(第一章第一句～第廿章第十三句)
 ……………之職合韻部、陽部
 「爰歴」(第廿章第十四句～第卅三章第六句)
 ……………魚部
 「博学」(第卅三章第七句～第五十五第十五句)
 ……耕部、支部、支脂合韻部、脂微歌文合韻部、
 脂部、之部、幽部、幽宵合韻部、幽侯合
 韻部

三、原積における違例の検討

前章で提起した仮説が正しければ、原積における「蒼頡」・「爰歴」・「博学」各篇中の章(板)の違例は、仮説に示した押韻の韻部に従って他の篇中に修正・配置され、しかも全体の章序に矛盾撞著を生じないはずである。以下、各篇の違例について検討を加えよう。

(一)「蒼頡」の違例

「蒼頡」の違例と検討の結果をまとめると[表4]のごとくである。

このうち原積第八、原積第一〇、原積第一一甲は、上述のとおりそれぞれ「爰歴」中の第廿五、第廿、第廿一に修正される。

原積第一八甲は、韻部から「爰歴」中に属すと見なされるが、今のところ章序を確定し得る根拠が得られず、具体的に第何章にあたるかは不明である。ここで留意されるのは、各章(板)における押韻の形式である。漢牘本各章(板)の押韻の位置を見ると、偶数句の句末字が押韻する形式(以下、A型)と奇数句の句末字が押韻する

[表4] 「蒼頡」の違例

漢牘本章(板)		韻部	押韻形式	章数判読	北大本
違例	修正				
原積第八	第廿五	魚部	A		簡26—簡27—簡28—簡29
原積第一〇	第廿	陽部・魚部	B		簡61—簡62
原積第一一甲	第廿一	魚部	A		
原積第一八甲	第廿二・第廿八・第卅二のいずれかに該当	魚部	B		

形式(以下、B型)とが見え、A型は奇数章、B型は偶数章に該当する。これによれば、原積第一八甲の押韻の形式はB型であることから、「爰歴」中の缺失章(板)のうちB型(偶数章)に属する第廿二・第廿八・第卅二のいずれかに該当することになる。

(二)「爰歴」の違例

「爰歴」の違例と検討の結果をまとめると[表5]のごとくである。

[表5] 「爰歴」の違例

漢牘本章(板)		韻部	押韻形式	章数判読	北大本
違例	修正				
原積第二四	第五十四	幽部	B		簡19

原積第二四については、

- ・「博学」中の幽部押韻の章(板)と連続する。
- ・板首の章数の痕迹から章数の末尾字は「四」と推定される。
- ・押韻の形式は奇数句の末尾字が押韻するB型(偶数章)に属する。

との三つの条件を満たすことから、第五十四と推定される。なお原積第五四の押韻は陽部で、後述のごとく「蒼頡」中の第十へ移動となるため撞著は生じない。

(三)「博学」の違例

「博学」の違例と検討の結果をまとめると[表6]のごとくである。

原積第四〇(乙)については、上述した原積第一八甲と同様の理由により、「爰歴」中の缺失板のうち押韻の形

式がB型(偶数章)に属する第廿二・第廿八・第卅二のいずれかに該当すると考えられる。それにともない、北大本の本文との関連から設定された原積第四〇甲(漢牘本缺)は単独の第卅に修正される。

原積第四三乙については、

- ・「爰歴」中に属する。
- ・板首の章数の痕迹から章数の末尾字は最終画に長横画をもつ。
- ・押韻の形式は偶数句の末尾字が押韻するA型(奇数章)に属する。

との三つの条件を満たすことから、第廿三と推定される。原積第二三は缺であり撞著は生じない。

原積第五四については、板首の章数は文字の痕迹がほとんど認められず、章序に関する手懸りは得られないが、

- ・「蒼頡」中の陽部押韻の章(板)と連続する。
- ・押韻の形式は奇数句の末尾字が押韻するB型(偶数章)に属する。

との二つの条件を満たすことから、第十と推定される。原積第一〇は既述のごとく第廿に修正されるため撞著は生じない。

さらに以下に引用のごとく、原積第五四(第十)と原積第一一乙(第十一)との本文には、共通して名臣や古代の帝王が取り上げられており(下線部)、内容面からも推定の妥当性が裏付けられる⁽²²⁾。

原積第五四(第十)後半部分

……菅(管)晏孔墨、堯舜[禹]湯。毅印躁吹(厥)、隣盼范喪。頡頏疑化、蚩尤典明。洋肥□泰(?)、豊載騷(?)□。

原積第一一乙(第十一)冒頭部分

顓頊祝融、招(招)搖(搖)奮光。……

[表6] 「博学」の違例

漢牘本章(板)		韻部	押韻形式	章数判読	北大本
違例	修正				
原積第四〇(乙)	第廿二・第廿八・第卅二のいずれかに該当	魚部	B		簡75
原積第四三乙	第廿三	魚部	A		簡34
原積第五四	第十	陽部	B		簡65

四、「博学」の章序に関するその他の問題

本章では「博学」の章序に関するその他の問題を取り上げる。はじめにこれまでの検討を踏まえて、「博学」に該当する章(板)の情報を[表7]に示す。

(一) 検討 I

まず取り上げるのは、原積第三五甲(耕部)と原積第三五乙(支脂合韻部)との問題である。

整理者は原積第三四・原積第三六と北大本簡71・簡69との本文の関連から、原積第三五乙とともに漢牘本に缺く原積第三五甲の存在を指摘している。私見では本文および韻部(耕部)の配置から、原積第三五甲(缺)が単独で第卅五章に該当すると見なされるが、その際に問題となるのは原積第三五乙の移動先である。

原積第三五乙は支脂合韻部で押韻の形式はA型に属しており、この条件を満たす候補として原積第四一(缺)

または原積第四五(缺)が指摘される。図版によれば、原積第三五乙の板首に薄く残存する長横画の位置から、章数の末尾字は「五」の可能性が高く、当該板は第卅五章に該当すると見なされる。

(二) 検討 II

次に取り上げるのは、原積第四二(支脂合韻部)および原積第四三甲(支部)である。この両板は、北大本簡40によって接続が明らかであり、押韻の形式は原積第四二がA型、原積第四三甲がB型で整合する。ただし、前後の板との関係からすれば、第卅二章には偶数章のB型、第卅三章には奇数章のA型の板がくるはずであり、齟齬をきたしている([表7]「押韻形式」欄※参照)。一方、原積第四一・原積第四四はいずれも缺であり、原積第四二は先の検討によってA型の奇数章に移動となるため、原積第四一・原積第四二・原積第四四の三章には該当する板はない。こうした状況を整合的に踏まえれば、以

[表7] 「博学」該当章(板)の情報

漢牘本章(板) 原積	章数 判読	押韻 形式	韻部	北大本
第三三	○	A	(魚部?)→耕部	
第三四	○	B	耕部	簡73—缺簡—簡71
第三五甲(缺)【検討 I 参照】		A	耕部	簡71—簡72—簡68—簡69
第三五乙【検討 I 参照】		A	支脂合韻部	
第三六	○	B	耕部	簡69—簡70
第三七	○	A	耕部	
第三八	○	B	耕部	簡76
第三九	○	A	耕部	簡66+簡22+簡23—缺簡—簡67—簡42
第四〇甲(缺)		B	支部	簡42—簡43
第四一(缺)		(A)		
第四二【検討 II 参照】		※A	支脂合韻部	簡39—缺簡+簡38—簡40
第四三甲【検討 II 参照】		※B	支部	簡40—簡41
第四四(缺)		(B)		
第四五(缺)		A		
第四六	○	B	脂微歌文合韻部	簡44
第四七	○	A	脂部→之部	簡44—簡45—簡12—簡13
第四八	○	B	之部	
第四九	○	A	幽部	簡16
第五〇	○	B	幽部	簡17—簡18
第五一	○	A	幽部	
第五二	○	B	幽宵合韻部	簡14—簡15—簡20
第五三甲【検討 III 参照】	○	A	幽宵合韻部	簡20—簡21
第五三乙【検討 III 参照】		A	幽侯(宵?)合韻部	
第五四【原積は缺とするが、原積第二四が該当 上掲[表5]参照】		B	幽部	簡19
第五五(缺)		(A)		

下の二つの修正案が提起される。

第一案：原積第四二 → 第卅一、原積第四三甲 → 第卅二

第二案：原積第四二 → 第卅三、原積第四三甲 → 第卅四

図版を見ると、原積第四三甲は、板の章数部分が残缺して確認できないが、原積第四二は、うっすらと長横画が残存する。前稿では、長横画の位置から第二案としたが、敢告可于氏は第一案を提起している⁽²³⁾。現時点ではいずれとも判断し難いため、本稿では敢告可于氏の指摘を踏まえて、両案を併記することとした。

(三) 検討Ⅲ

最後に原積第五三甲(幽宵合韻部)および原積五三乙(幽侯合韻部)を取り上げる。この両板については、以下の二つの理由から、原積第五三甲が単独で第五十三章に該当すると考えられる。

- ・板首の章数「第五十三」が確認される。
- ・すでに章序が確定している原積第五二(幽宵合韻部)との接続が北大本簡20によって裏付けられる。

一方、原積五三乙については、『蒼頡篇』の同一章に二つの板が存在するとの想定は成り立たないため、前稿では漢牘本と同じ章字数をもつ『史篇』一へ移動した⁽²⁴⁾。しかしこの推定には、以下のような二つの問題が指摘される。

第一点は、原積五三乙の第十三句と同じ「延年益壽」が、『史篇』一第一八の第六句にも見えることである。通常、一篇の小学書において同一の句が重出することは考え難い。

第二点は句式の違いである。あくまでも残存する板にもとづく観察であるが、『史篇』一は陳述式の句を中心とし、羅列式が中心的な位置を占める『蒼頡篇』とは句式の様相が異なる。一方、原積五三乙は末部の五句は陳述式であるが、それ以前の十句は羅列式で構成される。

これらの問題を踏まえ、本稿では前稿の推定を撤回し、原積五三乙を『蒼頡篇』最終章の第五十五章に当てる敢告可于氏の見解に従いたい⁽²⁵⁾。敢告可于氏の論証は正確であり、これによって最終章の内容が明らかになったことは、『蒼頡篇』の全体構成を理解する上で重要な意義をもつ。以下では、本稿におけるこれまでの検討結果との整合性という観点から、あらためて検証を加えよう。

まず章序の全体的な整合性という面では、第五十五章には該当する板がなく、これまでの検討結果との間に撞

著は生じない。次に押韻の面では、敢告可于氏が指摘するように、原積五三乙の押韻の形式は偶数句の末尾字が押韻する奇数章(A型)に当たる。また押韻の韻部は原積によれば第四句末字「𠄎」(侯部)を除いてすべて幽部で、幽侯合韻部に属する⁽²⁶⁾。「𠄎」は『説文』に見えず、後続句の字義との関連から「𠄎」(宵部)の可能性も考慮され⁽²⁷⁾、その場合は幽宵合韻部となるが、いずれにしても第卅九章以降の幽部および幽部合韻部の排列と整合する。このように押韻の形式・韻部においても原積五三乙を第五十五章に当てることに問題はない。

さらに注目すべきは、句式・内容の面からも支持が得られることである。上述のごとく第五十五章の前の第五十四章には、原積第二四が該当すると見なされる(上掲[表5]参照)。以下に原積第二四(第五十四章)の後半(第八~十五句)の本文を引用する⁽²⁸⁾。

……膾籩袒沙、遮泄沓陶。鍇鍵繫總、納⁽²⁹⁾鞞鞞囊。莖(葬)墳謙謙、皚井始牟。繪裕燥紺、□□□□。

これに対して、原積五三乙の冒頭部(第一~六句)は以下のごとくである⁽³⁰⁾。

緇纒紅綃、練縷素繆。釐鏐腰釧、帷慕(幕)虚𠄎。孫(弦)鞞鞞囊、皮韋革鞞。……

缺字を含むものの、原積第二四(第五十四章)の末部「繪裕燥紺、□□□□」と原積五三乙の冒頭部「緇纒紅綃、練縷素繆」との間には、絹帛類にかかわる類義字の羅列式としての連続性が認められる。

以上の検討によって、原積五三乙が第五十五章に該当することは、本稿の検討結果とも整合し、その妥当性が裏付けられる。

結 語

本稿では前稿で提起した『蒼頡篇』の押韻に関する仮説の構築とそれにもとづく章序の推定に至る論証の経緯を明らかにし、あわせてその後の検討による補訂を加えた。

これまでの章序の推定に大過なければ、少なくとも現時点においては、『蒼頡篇』の押韻に関する仮説について、一定の妥当性を認め得るのではないと思われる。ただし、漢牘本には字迹が不明瞭で釈文を確定しがたい部分が多く含まれており、仮説を立証するためには、今後さらに慎重な検証を重ねていく必要がある。

最後に本稿における検討結果を整理して[表8]に掲げ、あらためて諸賢のご批正を仰ぎたい。

[表8] 漢牘本の章序と韻部

漢牘本 章(板)		章数 判読	押韻 形式	韻 部	北大本
修 正(ゴシック部分)	原 積				
第一 第一句~「蒼頡」	第一		A	之職合韻部	
第二 『史篇』一 第二	第二(缺)		B	之職合韻部	
第三	第三		A	之職合韻部	簡1一簡2

漢牘本章(板)		章数 判読	押韻 形式	韻部	北大本
修正(ゴシック部分)	原積				
第四	第四		B	之職合韻部	簡3—簡4—簡5
第五	第五	○	A	之職合韻部	簡6—簡7—簡8—簡9
第六	第六		B	之職合韻部	簡9—簡10—簡11
第七	第七	○	A	之職合韻部	
第八(缺)			(B)		
第九(缺)	第九(缺)		(A)		
第十	第五四		B	陽部	簡65
第十一	第一一乙	○	A	陽部	簡46—簡47—簡48
第十二	第一二	○	B	陽部	簡49—簡50—簡51
第十三	第一三	○	A	陽部	簡52—簡53—簡54—簡55
第十四	第一四	○	B	陽部	
第十五	第一五	○	A	陽部	
第十六	第一六	○	B	陽部	
第十七	失序号第四		A	陽部	簡63
第十八	第一八乙		B	陽部	(簡63)—簡64—簡56—簡57
第十九	第一九	○	A	陽部	簡57—簡58—簡59—簡60—簡61
第廿 第十四句～「爰歷」	第一〇		B	陽部→魚部	簡61—簡62
第廿一	第一一甲		A	魚部	
第廿二(下欄*1参照)	第二二(缺)		(B)		
第廿三	第四三乙		A	魚部	簡34
第廿四	失序号第一		B	魚部	簡24—簡25
第廿五	第八		A	魚部	簡26—簡27—簡28—簡29
第廿六	第二六	○	B	魚部	簡29—簡30
第廿七(缺)	第二七(缺)		(A)		
第廿八(下欄*1参照)	第二八(缺)		(B)		
第廿九	第二九		A	魚部	簡31—簡32
第卅	第三〇	○	B	魚部	簡32—簡33—簡35—簡36
第卅一	第三一	○	A	魚部	簡36—簡37
第卅二(下欄*1参照)	第三二(缺)		(B)		
第卅三 第七句～「博学」	第三三	○	A	(魚部?)→耕部	
第卅四	第三四	○	B	耕部	簡73—缺簡—簡71
第卅五(缺)	第三五甲(缺)		A	耕部	簡71—簡72—簡68—簡69
第卅六	第三六	○	B	耕部	簡69—簡70
第卅七	第三七	○	A	耕部	
第卅八	第三八	○	B	耕部	簡76
第卅九	第三九	○	A	耕部	簡66+簡22+簡23—缺簡—簡67—簡42
第卅(缺)	第四〇甲(缺)		B	支部	簡42—簡43
第卅一(下欄*2参照)	第四一(缺)		(A)		
第卅二(下欄*3参照)			(B)		
第卅三(下欄*2参照)			(A)		

漢牘本章(板)		章数 判読	押韻 形式	韻部	北大本
修正(ゴシック部分)	原積				
第卅四(下欄*3参照)	第四四(缺)		(B)		
第卅五	第三五乙		A	支脂合韻部	
第卅六	第四六	○	B	脂微歌文合韻部	簡44
第卅七	第四七	○	A	脂部→之部	簡44—簡45—簡12—簡13
第卅八	第四八	○	B	之部	
第卅九	第四九	○	A	幽部	簡16
第五十	第五〇	○	B	幽部	簡17—簡18
第五十一	第五一	○	A	幽部	
第五十二	第五二	○	B	幽宵合韻部	簡14—簡15—簡20
第五十三	第五三甲	○	A	幽宵合韻部	簡20—簡21
第五十四	第二四		B	幽部	簡19
第五十五	第五三乙		A	幽侯(宵?)合韻部	
*1「爰歷」:第廿二・第廿八・第卅二のいずれかに該当	第一八甲		B	魚部	
	第四〇(乙)		B	魚部	簡75
*2「博学」:第卅一・第卅三のいずれかに該当	第四二		A	支脂合韻部	簡39—缺簡+簡38—簡40
*3「博学」:第卅二・第卅四のいずれかに該当	第四三甲		B	支部	簡40—簡41
	失序号第二			韻部不明	
	失序号第三			韻部不明	
	失序号第五			韻部不明	
	失序号第六			韻部不明	
	失序号第七			韻部不明	
	失序号第八			韻部不明	
	失序号第九			韻部不明	
	失序号第一〇			韻部不明	
	失序号第一一			韻部不明	
	失序号第一二			韻部不明	

注

- (1) 劉桓編著『新見漢牘《蒼頡篇》《史篇》校釈』(中華書局、2019年6月)。同書には『蒼頡篇』とともに整理者によって『史篇』一、『史篇』二と仮称された二種の小学書が収録されており、両篇は『蒼頡篇』と同じ書写者と見なされている。
- (2) 拙稿「漢牘《蒼頡篇》的押韻与章次」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站、2020年6月27日)
- (3) 『漢書』芸文志(六芸略、小学)に「漢興、閩里書師合蒼頡・爰歷・博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五十五章、并爲蒼頡篇」とある。
- (4) 漢牘本の資料的信憑性と學術的価値については、張伝官「談談新見木牘《蒼頡篇》的學術價值」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站、2019年12月25日)参照。
- (5) 拙稿「北京大学藏漢簡《蒼頡篇》的綴連復原」(復旦大学出土文献与古文字研究中心編『出土文献与古文字研究』第八輯、2019年11月、第264～278頁)
- (6) 漢牘本と北大本との対応関係については、「《蒼頡篇》積文」(以下、原積)(『校釈』第1～147頁)、「漢牘《蒼頡篇》的初步研究」(『校釈』第225～234頁)参照。
- (7) 原積第四七、第五二(『校釈』第118、129頁)参照。
- (8) 原積第四七、第四二(『校釈』第118、108～110頁)参照。
- (9) 原積第四三甲、第三九(『校釈』第112、104～105頁)参照。
- (10) 拙稿「北京大学藏漢簡《蒼頡篇》的綴連復原」(前

- 掲注5)第271頁の注①で言及した簡67—簡68の綴連も誤りであり(修正:簡67の後に簡42、簡68の前に簡72が接続)、同様に劃痕による復原の限界が指摘される(原積第三九、第三五乙【説明】(『校積』第104～105、96頁)参照)。
- (11) 白軍鵬「漢牘本《蒼頡篇》読後」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站、2019年12月26日)。白氏の指摘によって『蒼頡篇』を構成する「蒼頡」・「爰歷」・「博学」三篇のうち、「蒼頡」と「爰歷」との接続部にあたる原積第一〇が第廿に修正され、「蒼頡」および「爰歷」の範囲が正確に把握されたことは、『蒼頡篇』の全体構成を理解する上で重要な意義をもつ。さらに白氏は、原積第一一甲・原積第一一乙の修正を踏まえて、同一の章に二つの板を配する原積の方式に対して疑問を提起している。
- (12) 白軍鵬「漢牘本《蒼頡篇》読後」(前掲注11)は、函版にうっすらと二本の豎画が存在することを指摘している。
- (13) 白軍鵬「漢牘本《蒼頡篇》読後」(前掲注11)は、原積第一一乙の板首の章数「第十一」が明瞭であり、第十一章に確定されることを指摘している。
- (14) 『校積』第142頁によれば、漢牘本は冒頭の十三句(五十二字)のうち五十字を缺損し、残存する二字は北大本簡63第二句の後半の二字に対応する。
- (15) 『校積』第70頁によれば、漢牘本は冒頭の六句(二十四字)のうち二十二字を缺損し、残存する二字は北大本簡64第五句の後半の二字に対応する。
- (16) 敢告可于「漢牘《蒼頡篇》考釈・対読与章序研究」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站、2020年8月16日)は、筆者とほぼ同様の観点から、原積失序号第四が第十七章に該当することを論証し、さらに水泉子漢簡『蒼頡篇』によって、それを裏付けている
- (17) 漢牘本の押韻については、「漢牘《蒼頡篇》的初步研究」(『校積』第238～241頁)参照。
- (18) 北大本簡31—簡32の接続については、白軍鵬「漢牘本《蒼頡篇》読後」(前掲注11)に従う。
- (19) 原積に従えば、第一一甲の押韻字は、第十句末の「慕」が鐸部(整理者は魚部字とする『校積』第239頁)、それ以外はすべて魚部に属し、魚鐸合韻部となるが、函版によれば「慕」字は字迹が不鮮明で釈文を確証し得ず、魚部に属する別字の可能性も考慮される。このような原積に検討の余地が認められる押韻字については、取りあえず検討の対象から除外し、今後の課題としたい。
- (20) 張伝官「談談新見木牘《蒼頡篇》的學術價值」(前掲注4)
- (21) 前稿で提起した仮説では、「博学」の韻部として確証される北大本と漢牘本とに共通する耕部・支部・支脂合韻部・脂部・之部・幽部・幽宵合韻部を挙げたが、本稿では原積のうち函版によって確認し得る脂微歌文合韻部(原積第四六)および幽侯合韻部(原積第五三乙)を加えた。ただし脂微歌文合韻部(『校積』第240頁)のうち「蠅」字(文部)は『説文』に見えず、「蠅」字(脂部)の可能性も考慮され、その場合は脂微歌合韻部となる。また本文で後述するごとく、幽侯合韻部についても幽宵合韻部の可能性が考慮される。このように「博学」の韻部については今後なお慎重な検討が必要である。
- (22) 引用は『校積』第137頁・第47頁によるが、作字の便宜上、通行の字体に従う場合がある。また北大本簡65・簡46との対応部分については、北大本によって一部の文字に校訂を加えた。
- (23) 敢告可于「漢牘《蒼頡篇》考釈・対読与章序研究」(前掲注16)
- (24) ちなみに付け加えれば、『史篇』二は漢牘本とは異なる一章(板)六十四字の形式であるため、移動先の候補からは除外される。
- (25) 敢告可于「漢牘《蒼頡篇》考釈・対読与章序研究」(前掲注16)
- (26) 『校積』第135頁・第241頁。
- (27) 「𠄎」は『説文』十二下、弓部に「弓衣也」とあり、次句「𦉳(弦)鞞鞞」との間に類義字の関連をもつ。
- (28) 引用は『校積』第76頁による。
- (29) 原積は「皮」字とするが、張伝官「新見漢牘蒙書三種校読筆記(四十四則)」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站、2020年1月6日)は、字迹の分析から、当該字は明らかに「皮」字とは異なり、北大本簡19と同じ「納」字か、あるいは「内」を声符とする形声字であるとしている。ここでは張氏の指摘を踏まえて、取りあえず北大本の「納」字に校訂した。
- (30) 引用は『校積』第135頁による。

[附記] 本稿は、JSPS科研費17K02730の助成による研究成果の一部である。